

静岡県農地利用最適化推進活動表彰事業実施要領

1 趣 旨

農地利用の最適化を推進するため、他地域の模範として波及効果が期待できる耕作放棄地の再生活動及び農地集積・集約化の推進活動等に取り組む組織・個人を表彰する。

2 主 催 静岡県、静岡県農業再生協議会

3 募集対象

地域の農地利用の最適化活動に積極的に取り組んでいる組織又は個人を対象とする。なお、過去に「静岡県耕作放棄地再生活動表彰事業」及び本表彰事業で入賞した取組は、表彰後に更なる成果を挙げている場合は対象とする。

(1) 募集部門

- ・耕作放棄地再生部門：耕作放棄地の再生活動、積極的な活用
- ・農地集積・集約化部門：農地中間管理事業等※を活用した農地集積・集約化活動
※農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業による利用権の設定等を活用した農地集積・集約化活動を含む。

(2) 募集対象者

- ・推進組織・推進者：地域農業再生協議会、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、ふじのくに美農里プロジェクトの活動組織、農業委員、農地利用最適化推進委員等
- ・農業者・営農組織：農業者、農業法人、農業参入企業、NPO法人等

4 賞の種類及び表彰数

	耕作放棄地再生部門	農地集積・集約化部門	備考
最優秀賞	1点	1点	いずれも静岡県知事賞
優秀賞	2点以内	2点以内	
優良賞	3点以内	3点以内	

5 審査基準

次の(1)～(4)の各項目を審査基準とする。詳細は別に定める。

- (1) 耕作放棄地再生又は農地集積・集約化に向けた取組の活動状況
- (2) 耕作放棄地再生又は農地集積・集約化に向けた取組の活動成果
- (3) 地域活性化又は経営への寄与
- (4) 話題性、活動の継続性・発展性

6 選考方法

- (1) 主催者及び後援団体からの審査員による審査を経て、決定する。
- (2) 審査員の設置等の詳細は別に定める。

7 表 彰

事業実施年度内に入賞者を表彰する。

8 その他

このほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要領は、令和3年9月7日から施行する。

この要領は、令和5年9月4日から施行する。